

第2回
横手市上下水道事業経営協議会

YOKOTE
CITY

令和8年7月29日

横手市上下水道事業経営協議会

【×毛】

1. これまでの開催経過と本日の議事案件

第1回（7月9日）

経営協議会の役割

上下水道事業の概要及び課題への取り組み

- ・横手市経営協議会について
- ・横手市上下水道事業の概要について
- ・水道事業の経営状況について

第2回（7月29日）

水道料金の現状確認

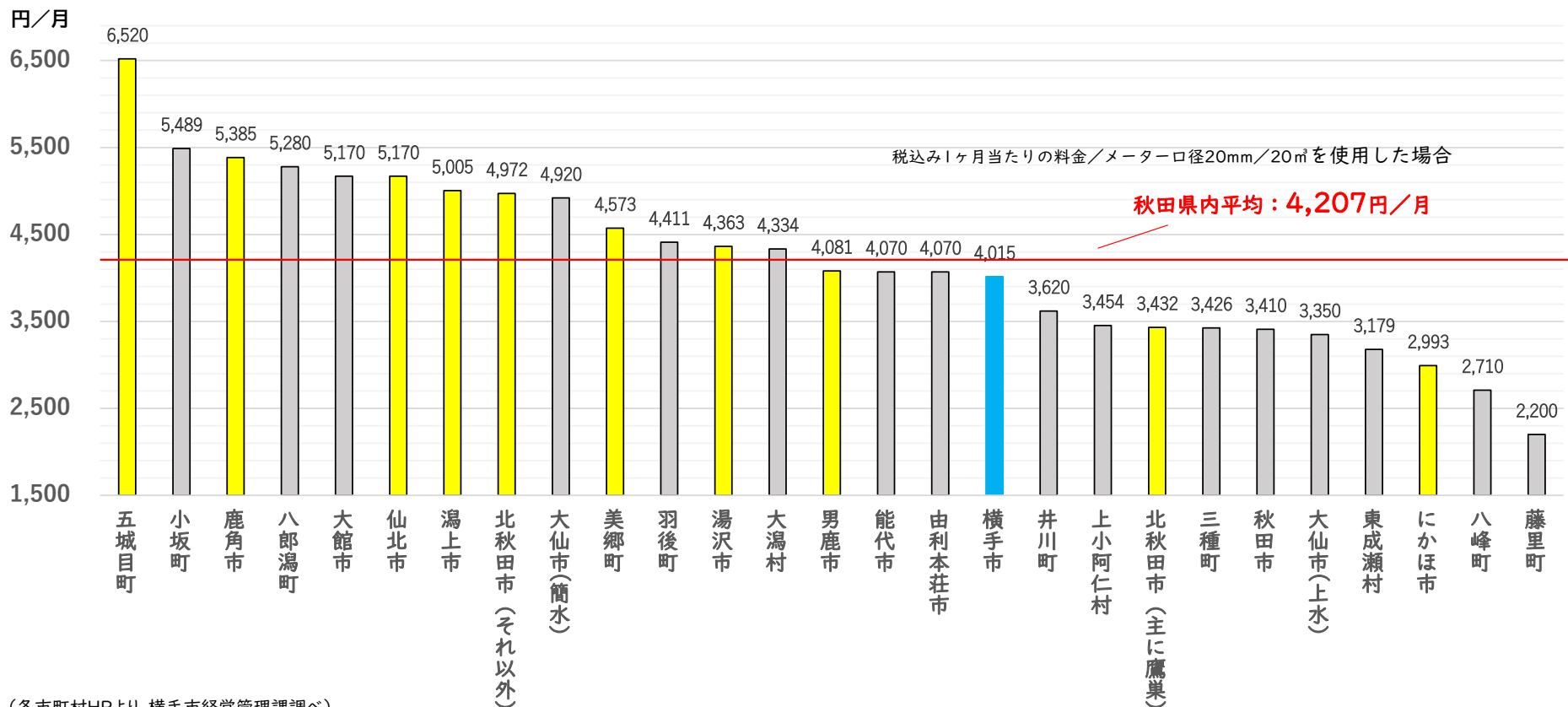
料金改定の是非 → 採決

算定期間の考え方

- ・水道事業の現状と水需要の見通し
- ・水道事業の財政収支の見通し
 - ・収益的収支、資本的収支、建設改良費、企業債の見通し
- ・水道料金水準を検討する必要性
- ・料金算定の考え方
- ・料金の算定期間の考え方

2. 横手市の水道料金の現状と水需要の見通し

2-1 秋田県内の料金水準の比較



(各市町村HPより、横手市経営管理課調べ)

2. 横手市の水道料金の現状と水需要の見通し

2-2 秋田県内の料金改定状況

1. 横手市の水道料金改定状況

年度	改定内容
平成17（2005）	10月 市町村合併 料金体系は旧市町村ごとに異なる
平成19（2007）	12月 市町村合併に伴う料金統一を議決 （激変緩和期間 H20.7月～H26.7月まで）
平成26（2014）	4月 消費税率改正（5％→8％）
平成26（2014）	7月 料金統一
令和元（2019）	10月 消費税率改正（8％→10％）

平成26年度に全市統一料金となって以降、

12年間、料金は据え置かれている。

2. 秋田県内の水道料金改定施行状況（平成30年以降）

※消費税率改定を除く

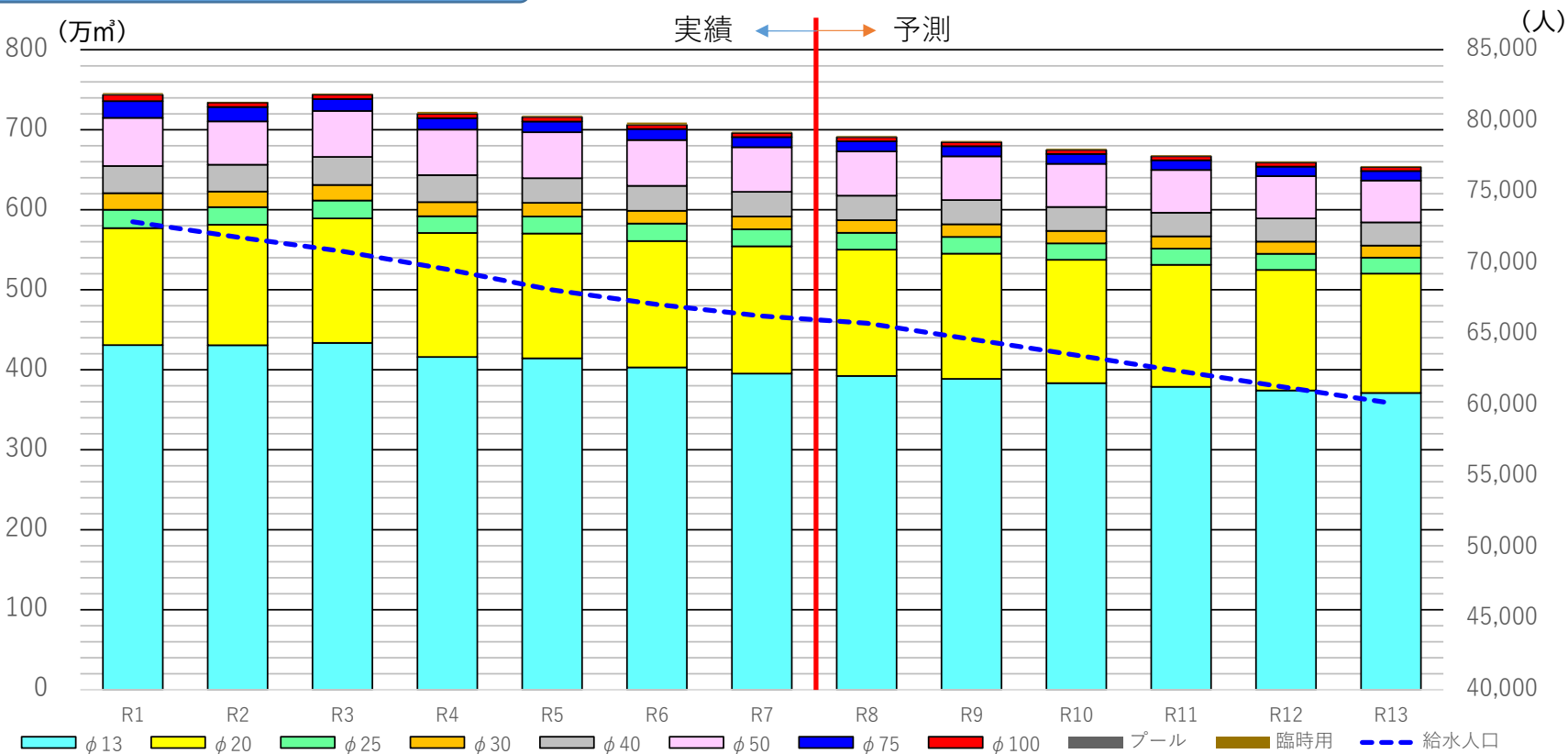
年度	自治体名
平成30（2018）	湯沢市
令和4（2022）	美郷町
令和6（2024）	潟上市、にかほ市、男鹿市、仙北市
令和7（2025）	鹿角市
令和8（2026）	五城目町、北秋田市
審議中	秋田市、大館市

県内の水道事業は給水人口の減少、施設の老朽化など同じような問題を抱える事業体が多く、料金改定は避けて通ることができない課題となっている。

2. 横手市の水道料金の現状と水需要の見通し

2-3 給水人口、有収水量の見通し

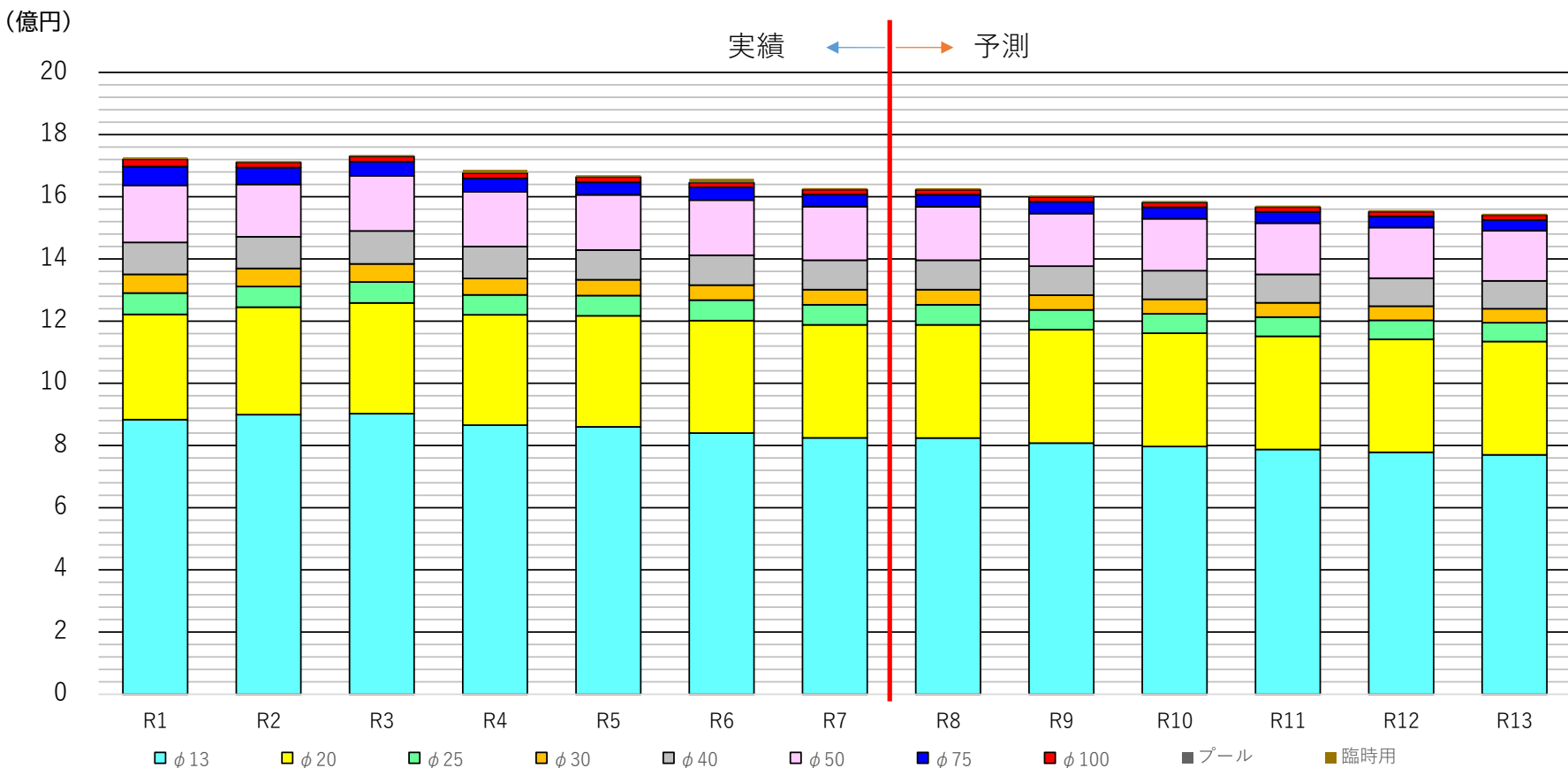
- ・人口減少や節水機器の普及により有収水量は減少している
- ・口径13ミリと20ミリの水量が79.5%を占める（令和7年度決算）



2. 横手市の水道料金の現状と水需要の見通し

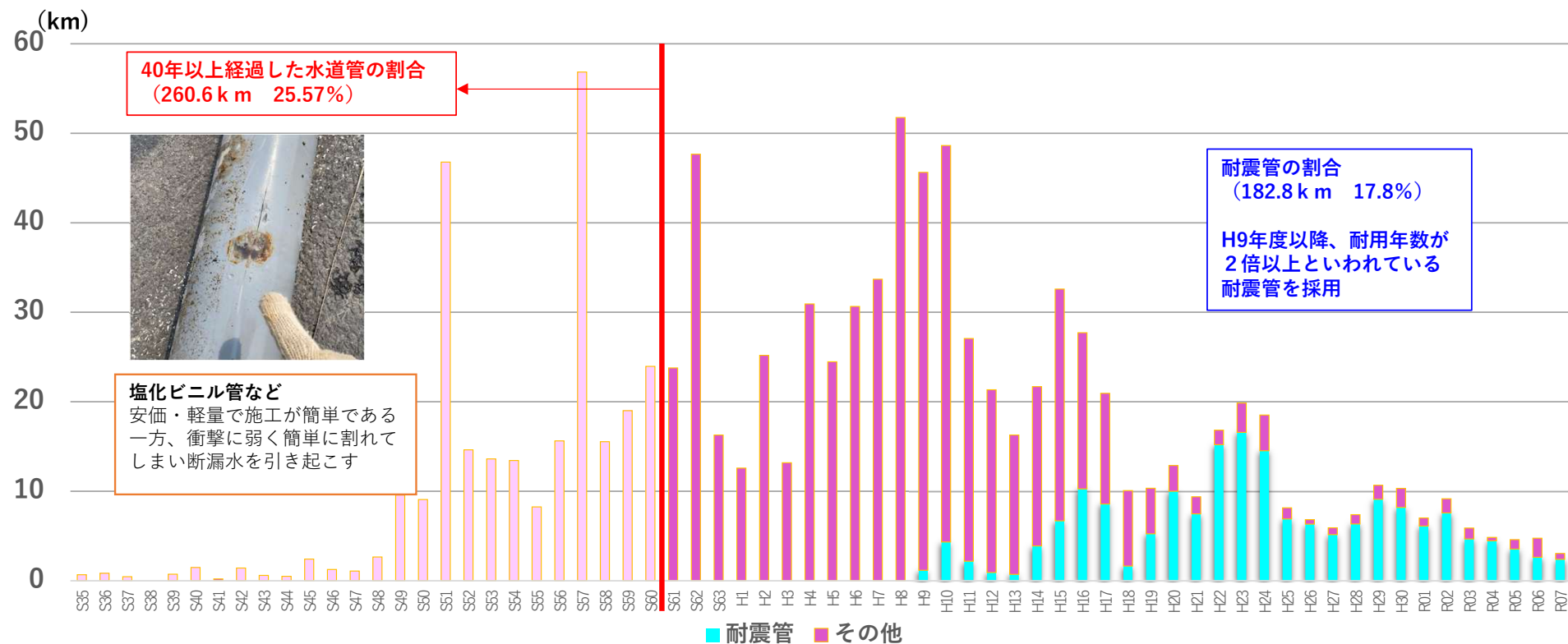
2-4 給水収益（税込）の見通し

- ・ 毎年1～2%（1千万～2千万円） ずつ減少している
- ・ 口径13ミリと20ミリが73.0%を占める（令和7年度決算）



2. 横手市の水道料金の現状と水需要の見通し

2-5 管路老朽化の状況



- ・ 昭和後期（S56～S63）に集中して整備された管路が法定耐用年数を超過し経年化率が急増
- ・ 上記の時期に整備された管路は塩化ビニル管など耐震性が無い管の割合が高く、事故リスクが高い

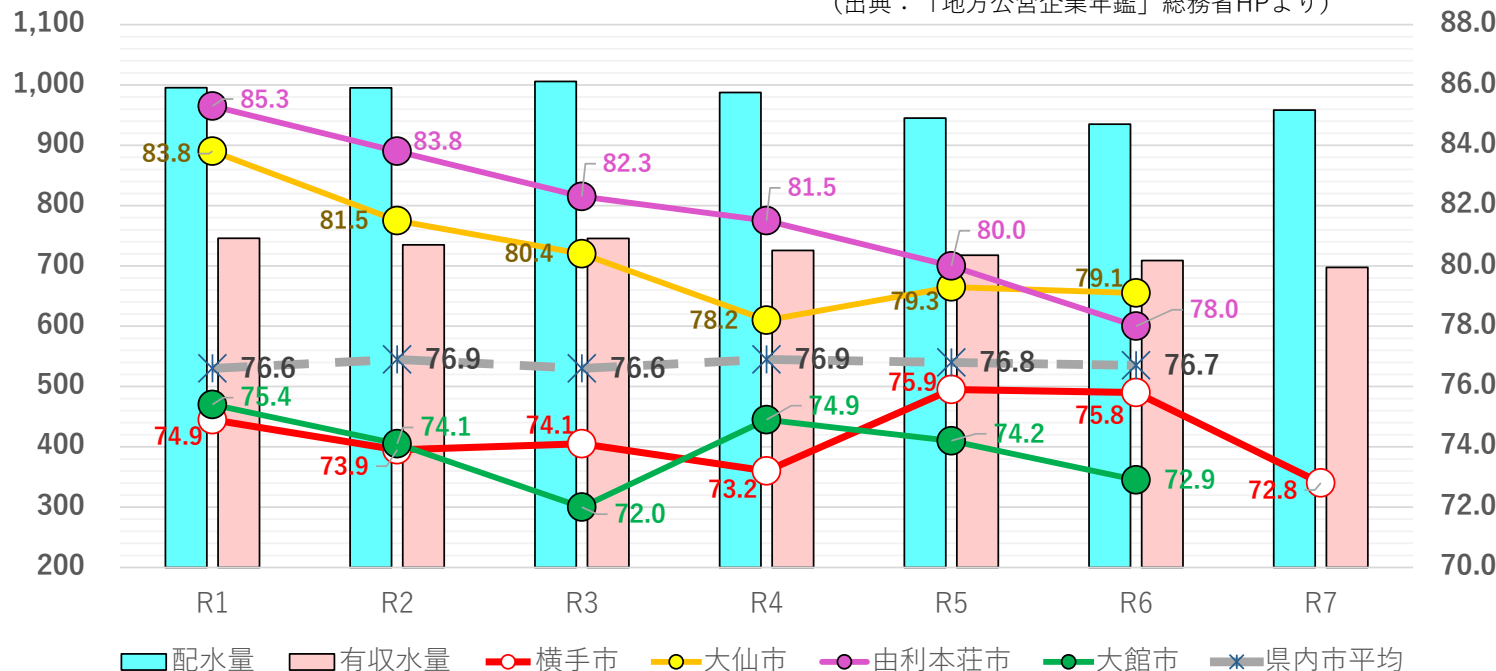
2. 横手市の水道料金の現状と水需要の見通し

2-6 有収率の経過

配水量・有収水量
(万 m^3)

県内類似団体等との有収率の比較

(出典：「地方公営企業年鑑」総務省HPより)



【配水量】給水区域に対し配水（給水）した水量

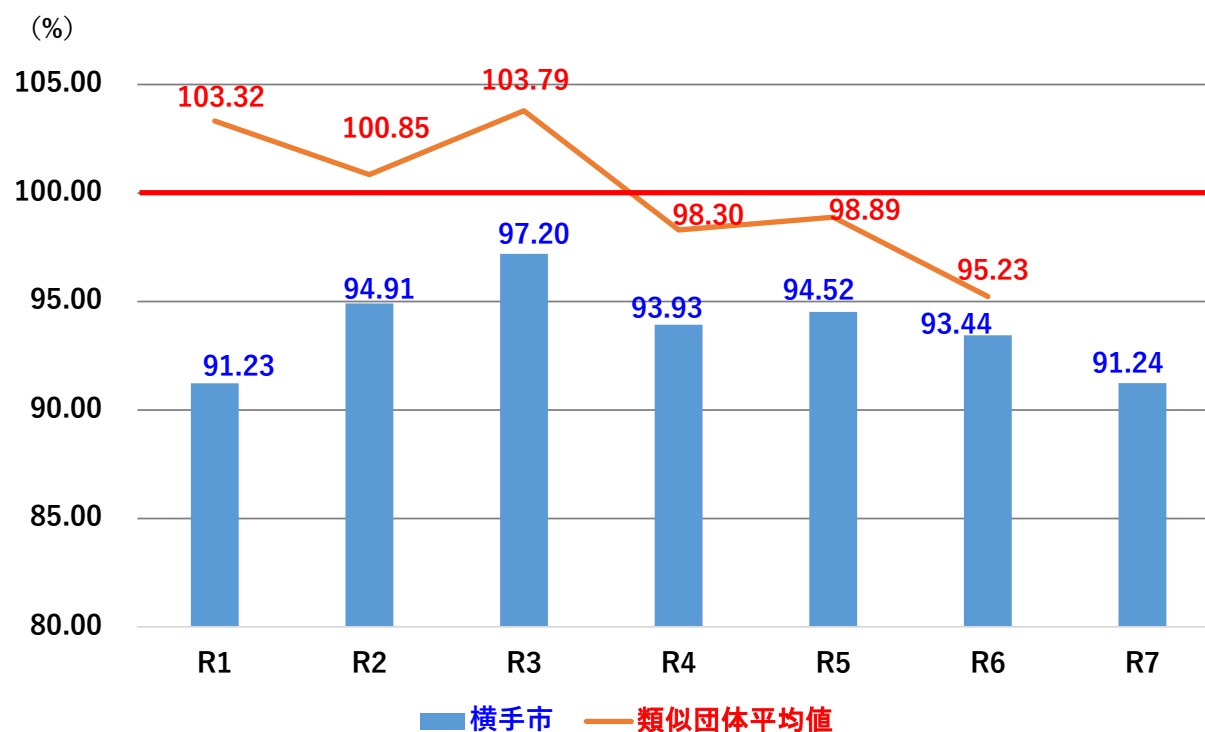
【有収水量】配水量のうち、料金徴収の対象となった水量

【漏水】主に配管の破損や劣化によって水が漏れ出す現象

- ・「有収率」は、年間配水量に対する有収水量の割合を示す指標
- ・有収率が低い場合は、水道施設や給水装置を通して給水される水量が収益に結び付いていないため漏水などの原因を特定し対策を講じる必要がある。
- ・横手市の直近指標数値は72.79%（R7年度）
- ・現在、多くの自治体では老朽化した水道管の更新が全国的な課題となっており、漏水の主な原因もこうしたインフラの老朽化である。
- ・有収率を上げるためには、毎年行っている漏水調査だけでは不十分であり、地下に埋設された水道管を計画的に更新・耐震化していく必要がある。

2. 横手市の水道料金の現状と水需要の見通し

2-7 料金回収率の推移



◆令和7年度分の類似団体平均値は未公表

$$\text{料金回収率} = \text{供給単価} \div \text{給水原価}$$

水道料金で費用をどれだけ回収できているかを示す指標

◆ **給水原価**
水道水 1 m³あたりの費用
経常費用を有収水量で割って算出

◆ **供給単価**
水道水 1 m³あたりの収入
水道料金収入を有収水量で割って算出

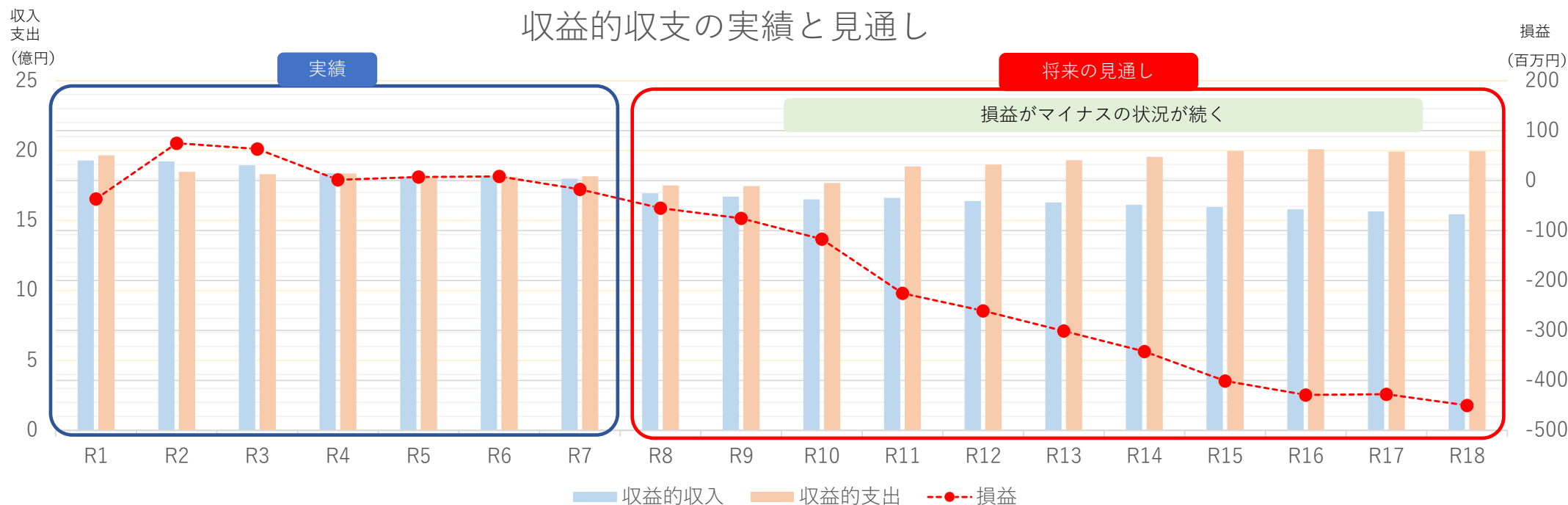
※料金回収率が100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味し、適切な料金収入の確保が求められる。

3. 水道事業の財政収支と見通し

3-1 収益的収支の見通し

【収益的収支とは…】1年間の営業活動から得られる収益（料金収入、水道加入金など）と、それに要した費用（人件費、修繕費、減価償却費、支払利息など）

収益的収支の実績と見通し



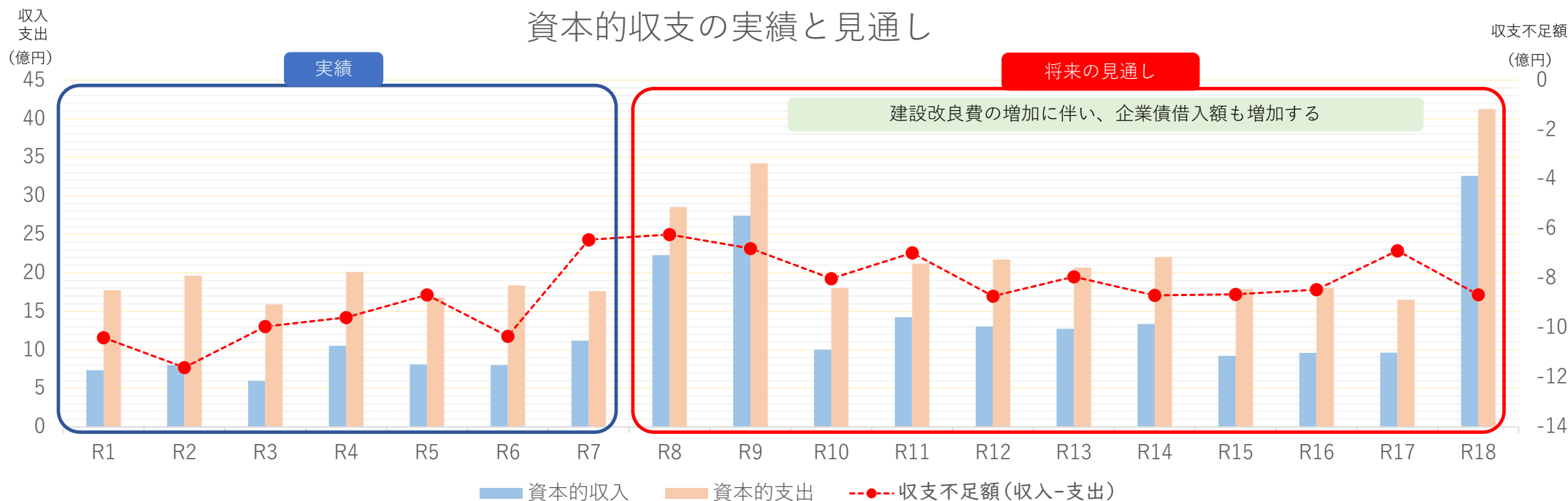
- ▶人口減少や節水機器等の普及により、給水収益は年々減少しており、将来においても減少傾向が続くと見込んでいる
- ▶漏水修繕が大きく増えていることに加え、近年の物価高騰や金利上昇といった外的要因も支出増加に影響を及ぼしている

3. 水道事業の財政収支と見通し

3-2 資本的収支の見通し

【資本的収支とは…】営業活動を行うための水道施設の建設や更新のための費用（建設改良費など）や企業債の元金償還と、その財源である収入（企業債など）をいう

資本的収支の実績と見通し

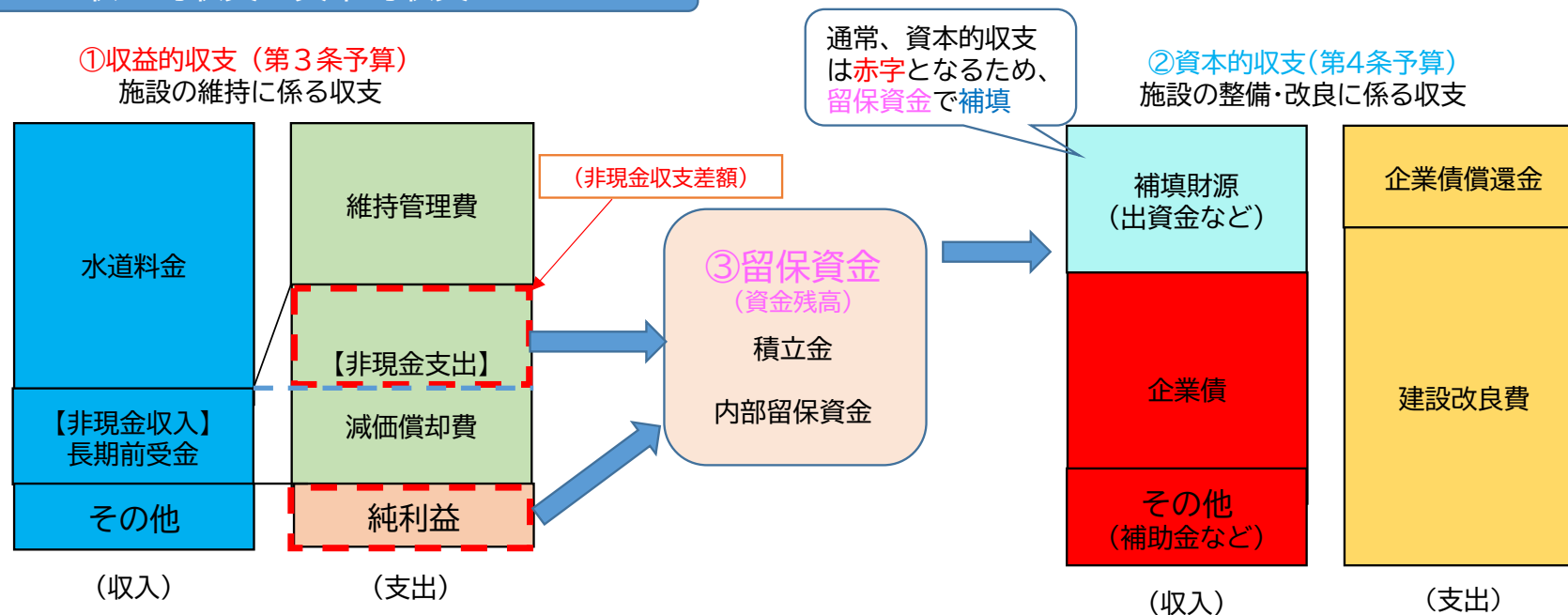


▶資本的収入に占める企業債（＝借金）の割合が増加する見込みであり、元金償還の負担増が想定される

▶収支不足額の補てん財源として使用する損益勘定留保資金残高は、R7約11億円→R18約1,500万円に減少し、R19以降はマイナスに転じる見込み

3. 水道事業の財政収支と見通し

3-3 収益的収支と資本的収支のつながり

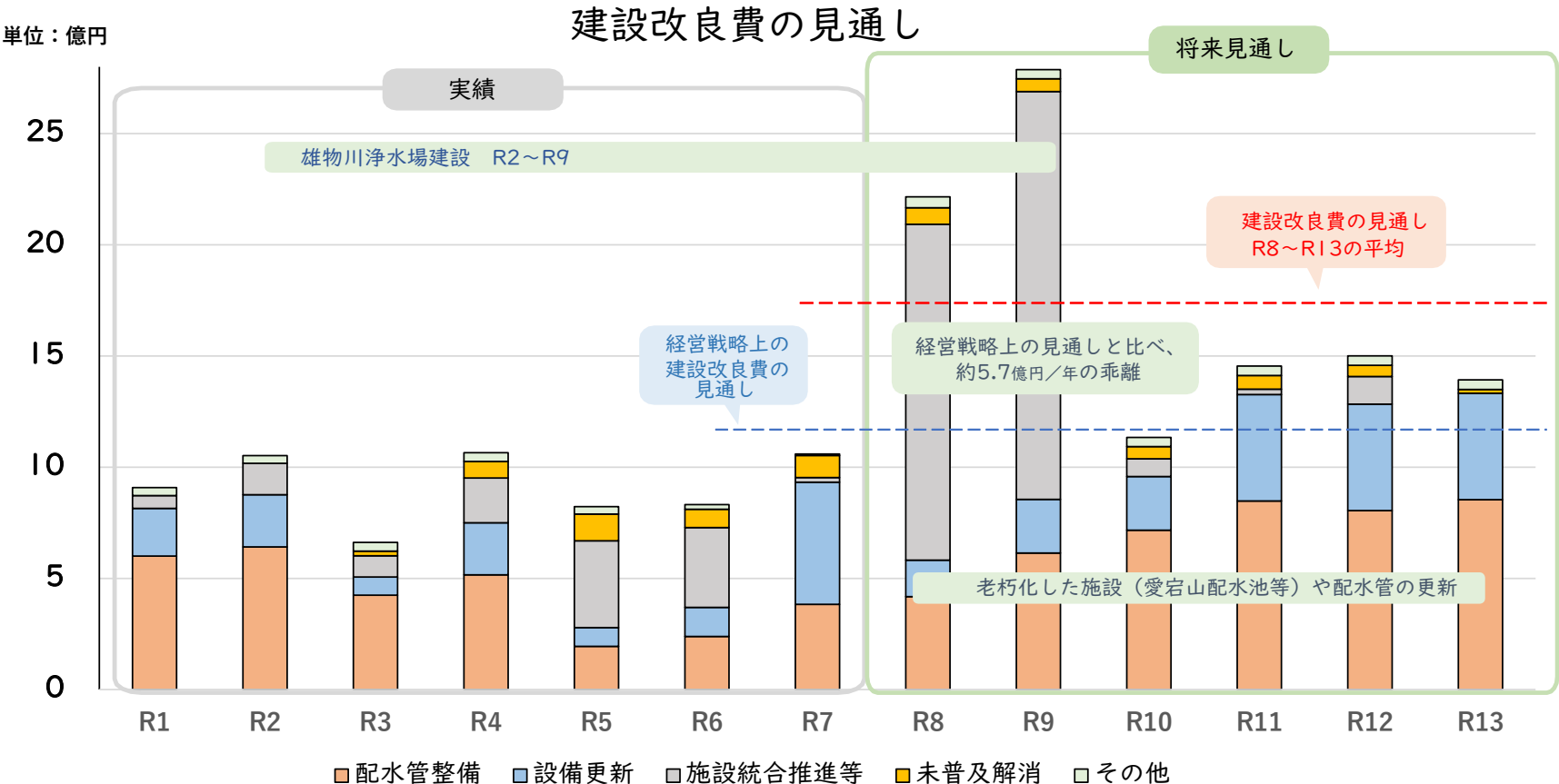


水道事業の会計の仕組み

①収益的収支(3条予算)と②資本的収支(4条予算)と③留保資金(資金残高)で構成されている。
収益的収支で発生した利益および非現金収支差額(減価償却費ー長期前受金)を留保資金として貯め、資本的収支で不足する費用を補填している。
収益的収支の赤字が続くと資金残高が枯渇し、資本的収支の留保資金として充てることが出来ず、水道施設の新設・更新工事が出来なくなる。

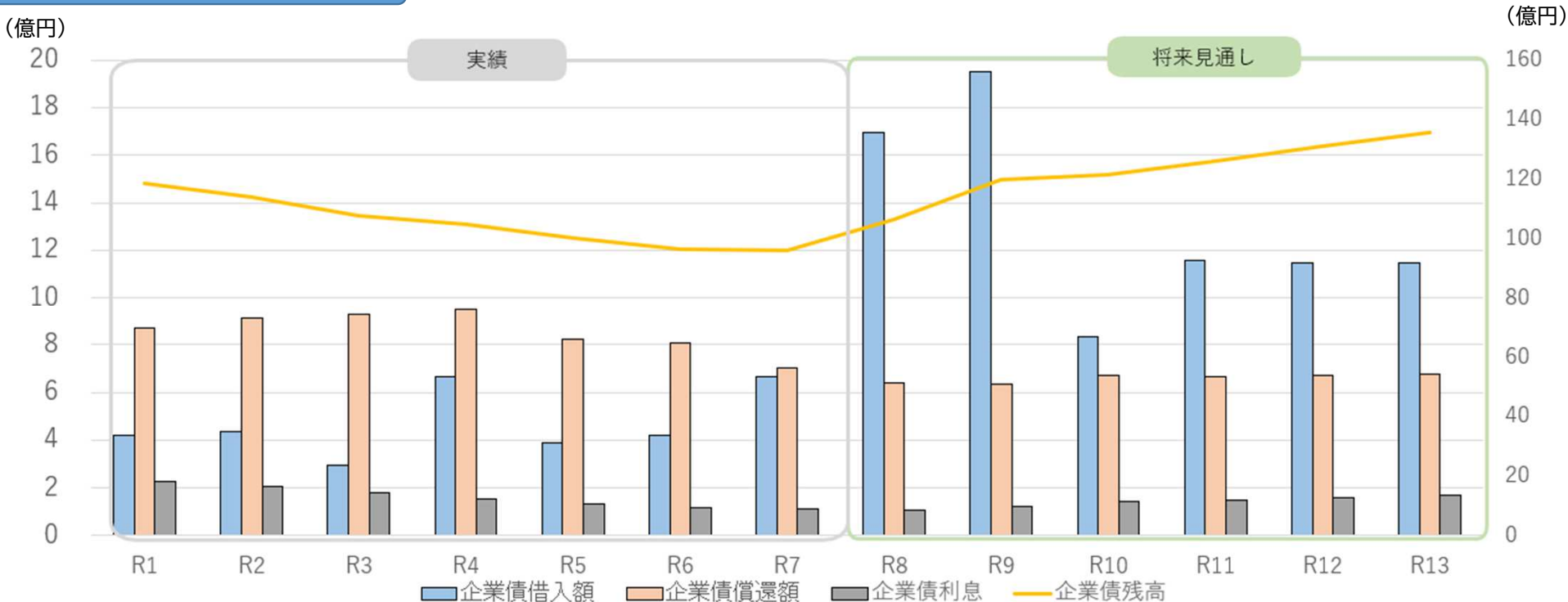
3. 水道事業の財政収支と見通し

3-4 建設改良費の見通し



3. 水道事業の財政収支と見通し

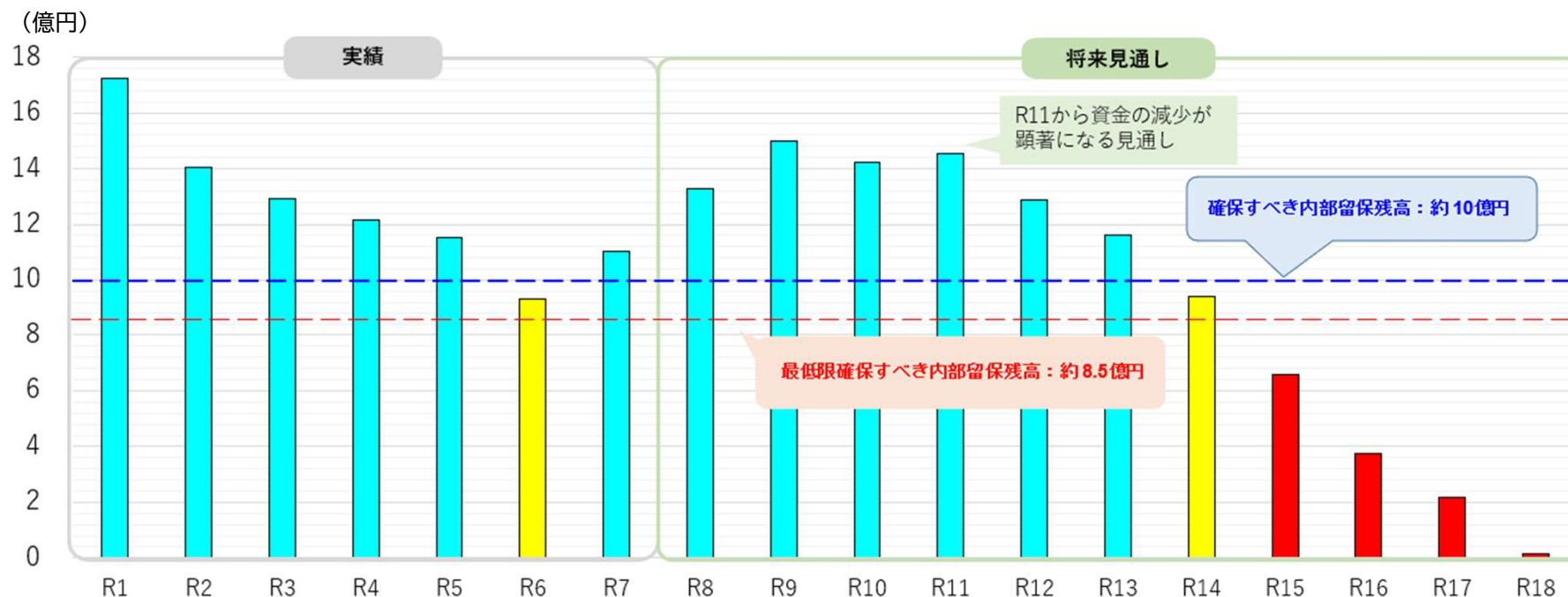
3-5 企業債の見通し



水道施設は長期間に渡って使用する固定資産であり、主な財源となる企業債は基本的に40年で返済を行う。
 令和8年度以降は雄物川浄水場建設や愛宕山配水池の更新のため、借入額が増加する見込み。
 企業債の多額の借入は将来の企業債償還額や利息の負担増加を招くため、今後水道施設の更新に充てる財源が不足する可能性がある。

3. 水道事業の財政収支と見通し

3-6 内部留保資金残高の見通し



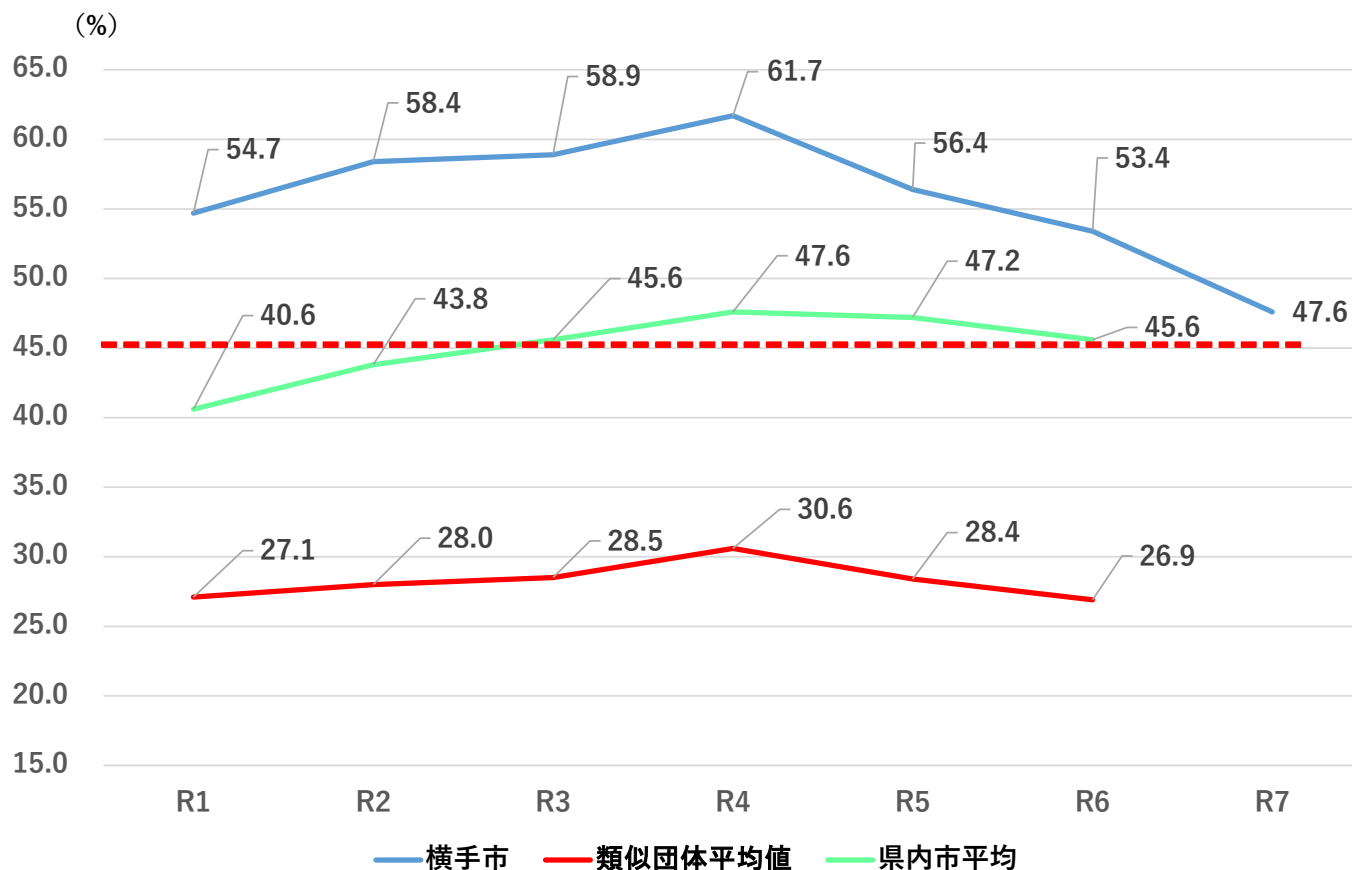
内部留保資金残高の望ましい水準 年間水道料金の半年分～1年分の常置 ➡ 令和7年度決算における給水収益から求めると8億～16億円

過去5年(R3～R7)の日別の普通預金残高の最高値と最低値の差額が8.5億(最高12.5億-最低4.0億)で、当該残高が企業内部に無いと外部から一時借入等に頼るほかないことになる。そうした状況が継続されると、資金コストの割合が増え、サービスの供給に影響を及ぼす。

以上により、確保すべき標準的な内部留保資金残高は今後の物価高等の情勢を見込んで10億円、最低限確保すべき内部留保資金残高を8.5億円とする。

3. 水道事業の財政収支と見通し

3-7 企業債償還元金対給水収益比率の推移



企業債償還元金対給水収益比率

〔算定式〕 企業債償還元金 ÷ 料金収入

令和7年度 7億409万円 ÷ 14億8007万円 = 47.6%

料金収入に対する企業債元金償還金支払金額の割合であり、企業債元金償還金がどの程度経営の圧迫要因となっているかを示す。比率が小さいほど良い。

令和4年度から企業債償還元金対給水収益比率は減少傾向にあるが、依然として県内の市平均を上回っている状況にある。

今後は直近の県内の市平均値45.6%を基準値として、基準値を上回らないような事業経営を目指す。

◆出典 地方公営企業年鑑（総務省HPより）

◆令和7年度分の類似団体・県内市平均値は未公表

4. 水道料金水準を検討する必要性

4-1 料金改定判断となる指標

指標	基準	説明	設定の目的
①収益的収支	黒字であること	—	独立採算制として運営していく中で黒字であること。赤字により内部留保が減少すると、設備等投資が制限される。
②内部留保資金	10億円を下回らないこと	確保すべき標準的な内部留保資金残高は、今後の物価高等の情勢を見込んで10億円、最低限確保すべき内部留保資金残高を8.5億円とする。	過去5年（R3～R7）の日別の普通預金残高の最高値と最低値の差額が8.5億（最高12.5億－最低4.0億）で、当該残高が企業内部に無いと外部から一時借入等に頼るほかないことになる。そうした状況が継続されると、資金コストの割合が増え、サービスの供給に影響を及ぼす。
③料金回収率	100%以上	料金回収率＝供給単価÷給水原価×100 供給単価＝水1m ³ の売値 給水原価＝水1m ³ の製造費用 100%を下回ると「原価割れ」の状態	・100%を下回る状態が継続すると不安定な経営となる ・一部の国庫補助事業において料金回収率が100%以上であることを採択要件としているものがあり財源活用の選択肢が狭まる。
④企業債償還元金対給水収益比率	45.6%以下	給水収益に対する企業債償還元金の割合 直近の県内の市平均値45.6%を基準値とする。	・企業債元金償還金がどの程度経営の圧迫要因となっているかを示す。比率が小さいほど良い。横手市は長年に渡って県内の市平均値を上回っている状況が続いている。

4. 水道料金水準を検討する必要性

4-2 料金改定を検討する理由

1. 給水人口・有収水量の減少

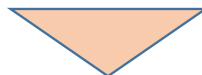
将来の給水人口、有収水量の減少により、料金収入は減少する見通し

2. 経営コストの増大

水道施設の老朽化に伴う修繕・改修の増加、物価高騰などの影響により収支バランスの悪化
(令和7年度決算では赤字)

3. 将来に行う建設改良に向けた財源確保

施設の維持、改修を行うための財源を確保し、企業債に偏らない資金調達を行う。
このことにより、将来の元利返済金の負担を減らす。



- ・生活に欠かせない市民生活の「あたりまえ」を支えるライフラインを維持していくことが、水道事業者の使命である。
- ・水道事業の経営安定化及び安定供給のため、水道料金水準を検討する必要がある。

5. 水道料金算定の考え方

5-1 総括原価を基準とする

1. 水道料金体系の原則

水道料金は、水道事業者が行う給水サービス（水道水の供給）の対価として水道使用者が負担

水道料金は、「公正妥当」であることが求められ、かつ、能率的な経営の下における水道水の供給に要する「適正な原価」（総括原価）を基準に決定される必要がある。

※水道料金水準の算定は、「関係法令（地方公営企業法・水道法）」・「水道料金算定要領」に基づき行う。

2. 水道料金の算定方法

水道料金の算定方法は、「総括原価方式」により行う。

料金算定期間における総括原価（営業費用および資本費用）を賄える水準で、料金収入総額を設定する方法のこと
減価償却費や資産維持費を含めて原価を算定するため、各期間における公平性や将来の水道施設の更新に必要な財源を確保できる。

■水道料金算定要領

水道料金の全国的な算定基準・水道料金を設定する際の指針で、（公社）日本水道協会が作成したもの。

■資金収支方式

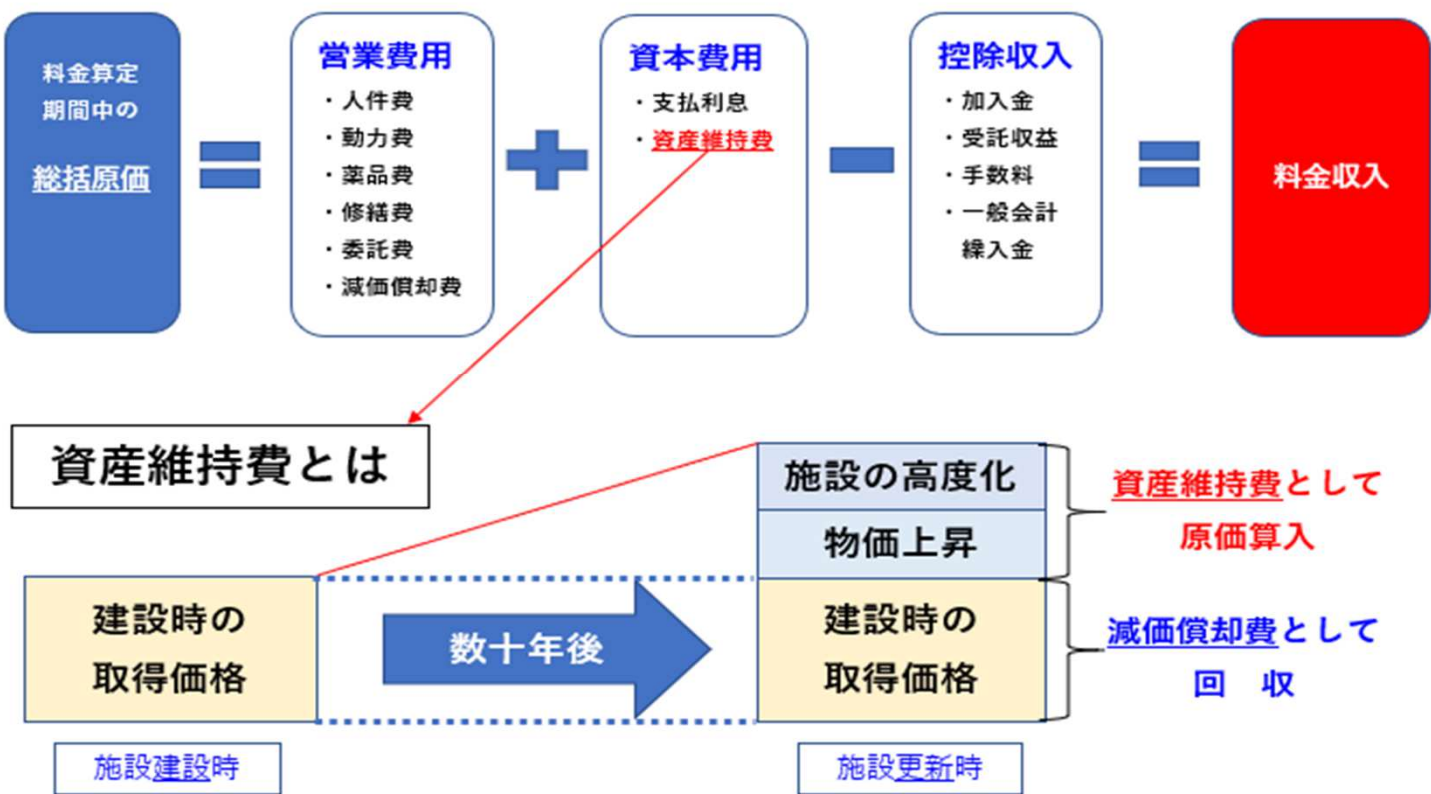
総括原価方式のほかに、「資金収支方式」がある。

これは、現金収支を積み上げ、その収支を料金算定期間においてバランスさせる観点で料金を設定する方式のこと。

5. 水道料金算定の考え方

5-2 総括原価による料金収入の考え方

【水道法施行規則第12条・水道料金算定要領（日本水道協会）】



6. 水道料金算定期間の考え方

6-1 算定期間の必要性とメリット・デメリット

- ・ 料金算定の基礎となる原価を集計する期間（「料金算定期間」）を設定する必要がある。
- ・ 料金算定期間は算定時からおおむね3年から5年を基準に設定するとされている。
（水道料金算定要領、施行規則12条③）

算定期間	短い場合	長い場合
メリット	原価予測の不確実性が低くなる	水道料金が一定期間安定する
デメリット	水道料金が頻繁に変更になる	原価予測の不確実性が高くなる

- 原価予測の不確実性とは
将来かかる製品やサービスの費用（原価）を予測して設定した値が
実際かかる値から離れる可能性

7. 次回の協議事項

第3回 協議事項

算定期間の設定 → 採決

- ・ 財政シミュレーションにより算定期間の設定

総括原価（料金水準）の算定 → 採決

- ・ 算定期間における料金水準の算定

料金体系の考え方

- ・ 総括原価の料金への配分を実施し、新料金体系の検討を行う

- ・ 総括原価を算定し、シミュレーションすることで算定期間を設定

- ・ 算定期間における料金水準の算定を行い適正な料金について審議

- ・ 料金配分の検討
- ・ 料金体系の考え方

【参考1】

○水道法施行規則（抜粋）

（昭和三十二年十二月十四日）

（厚生省令第四十五号）

（法第十四条第二項各号を適用するについて必要な技術的細目）

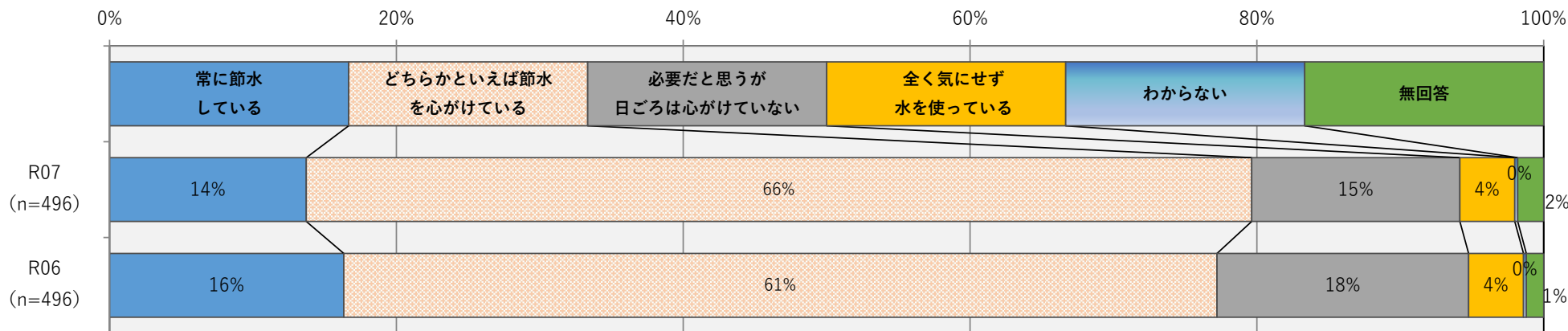
第十二条 法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、地方公共団体が水道事業を經營する場合に係る同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。
 - イ 人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費その他営業費用の合算額
 - ロ 支払利息と資産維持費（水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額をいう。）との合算額
 - ハ 営業収益の額から給水収益を控除した額
- 二 第十七条の四第一項の試算を行つた場合にあっては、前号イからハまでに掲げる額が、当該試算に基づき、算定時からおおむね三年後から五年後までの期間について算定されたものであること。
- 三 前号に規定する場合にあっては、料金が、同号の期間ごとの適切な時期に見直しを行うこととされていること。
- 四 第二号に規定する場合以外の場合にあっては、料金が、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。
- 五 料金が、水道の需要者相互の間の負担の公平性、水利用の合理性及び水道事業の安定性を勘案して設定されたものであること。

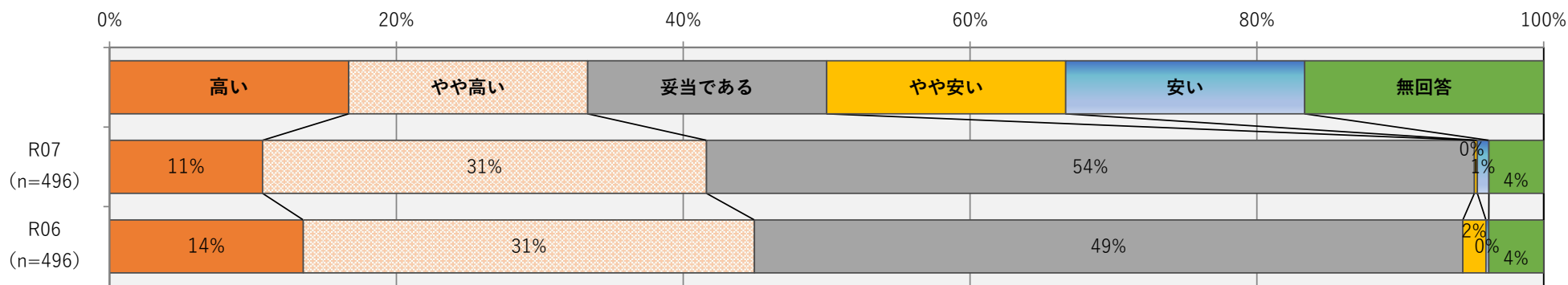
（平一一厚令一〇〇・追加、平一四厚労令四二・旧第十二条の二繰上・一部改正、令元厚労令五七・一部改正）

【参考 2－1】 R7横手市水道アンケート(抜粋)(回収率49.6%/配布数1,000)

Q9 あなたのご家庭では節水を心がけていますか

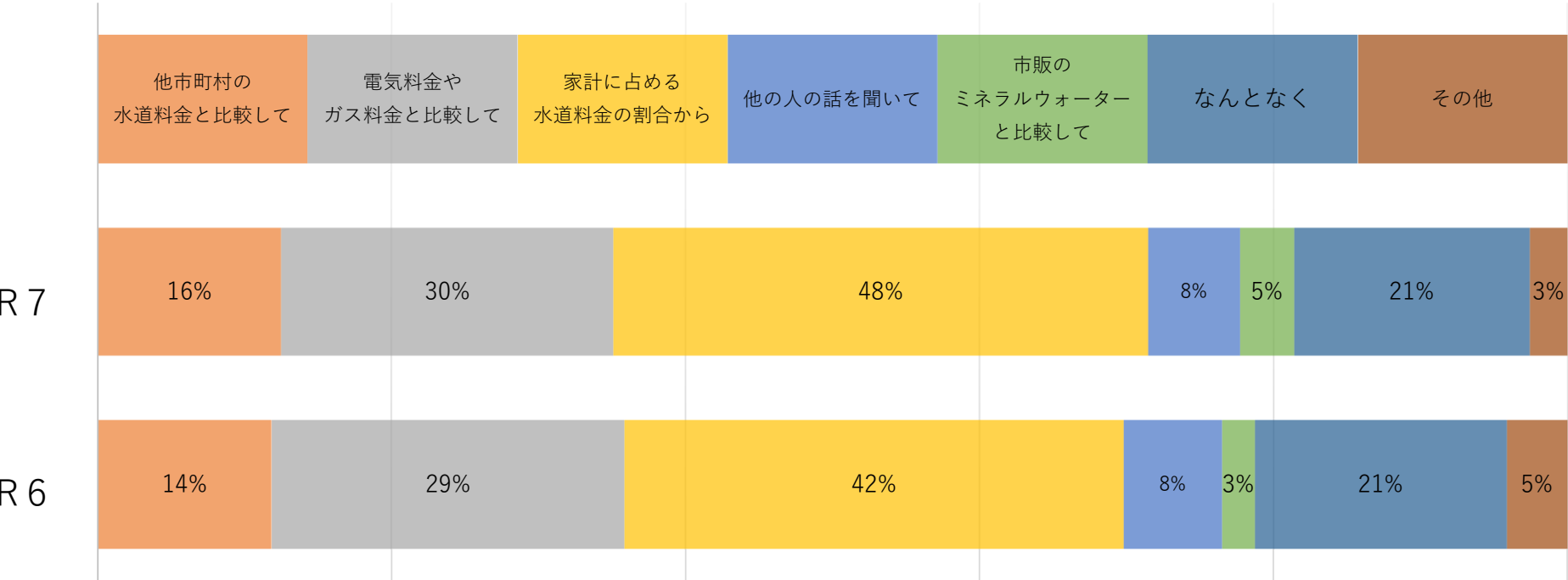


Q10現在の水道料金についてどう感じているか

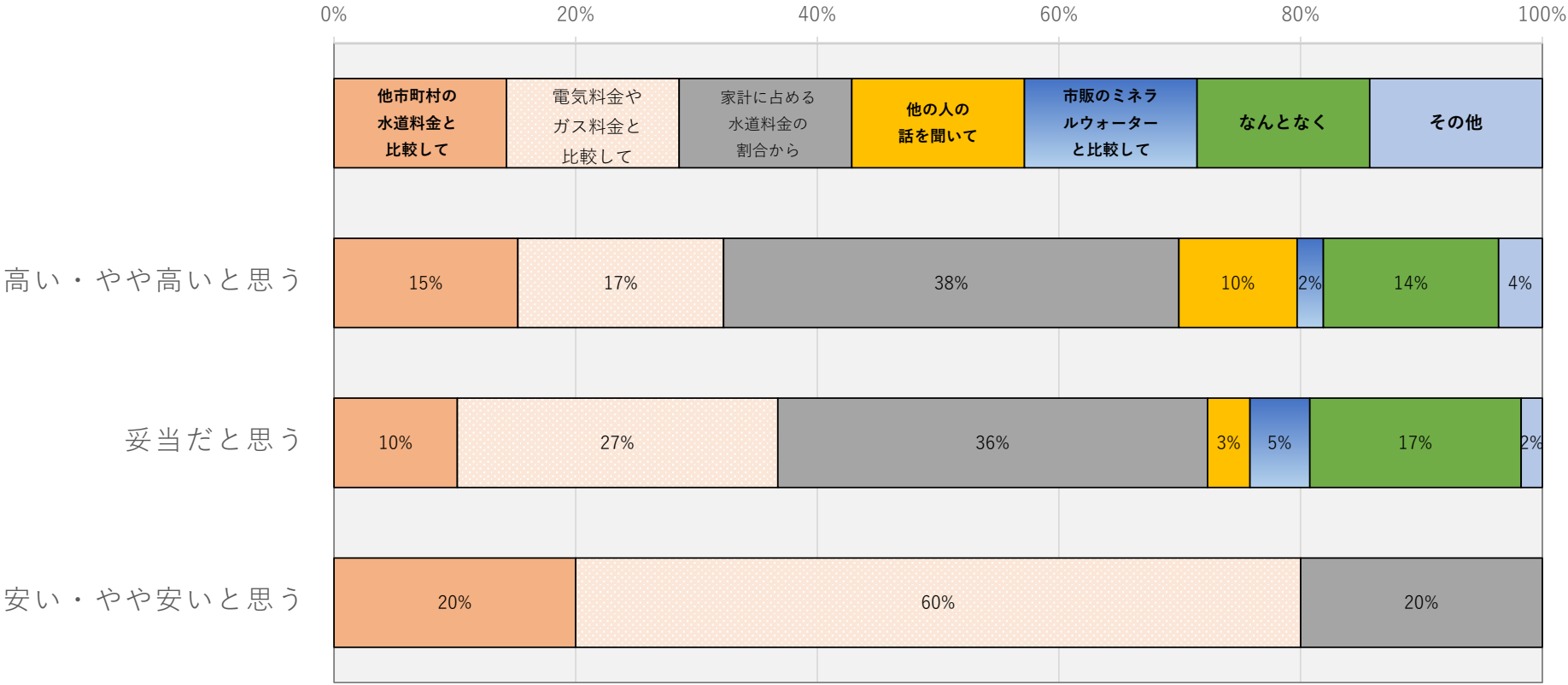


【参考 2-2】 R7横手市水道アンケート(抜粋)

Q11 あなたはどのような理由で前記Q10の回答をされましたか(複数回答可)



【参考 2-3】 R7横手市水道アンケート(抜粋)
 Q11の回答におけるQ10の割合 (複数回答含む)



「高い・やや高いと思う」方々と「妥当だと思う」方々の理由の比率は似ており、同じ理由でありながら、それぞれの家庭の収入面や生活スタイルで、水道料金の感じ方に違いがあるのではないと思われる。